222

						平成2	4 :	年行政	事業!	レビューシ	<u>- </u>	(]	生	労働省)		
事	業名		国月	健康保険組	合事務			担当部			保険局		作成責任者			
	関始・ 予定)年度			昭和2	1 年度	Ę		担当認	果室		国民健康保険課			濵谷 浩樹		
	計区分			一般	投会計		施策名		IV - 2 - 1 全国民に必要な医療を保障できる 度改革を含め、医療保険制度を安置 るために取り組む							
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		国民健康保険法第69条					関係する 通知		国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担(補助 ついて(平成12年4月12日厚生省発保第97号)							
			険組合に対 なること。	対し、国]民健康保険	事業	の事務の執	执行に要	でする費用を負担	3することにより	、国民健康	保険約	且合の円滑な			
(5行	業概要 行程度以 引添可)	等の	算定に関		及び「	国民健康保				組合の被保険者 交付額等の算定						
実施	施方法	口直	接実施	口委	託·請	負 □	補助	ı = 1	負担	口交付	口貸付	ロその	他			
		_			2	21年度		22年度		23年度	244	丰度	2	5年度要求		
		予 当		刀予算		2,644		2	2,897	2,5	599	2,664	4 2,591			
予算額・		算補		E予算		111										
執	行額	の状	繰走	返し等 ニーニー			_									
(単位	∷百万円)	況		計		2,755		2,897		2,5	599	2,664		2,591		
		執行額		額	2,755		2,858		2,5	598						
		執行率((%)		100.0%		98.7%		100	.0%					
				成果	指標				単位	21年度	22年度	23年	度	目標値 (24年度)		
成	目標及び 果実績 アトカム)	当該補助事業は、国民健康保険組合における 国民健康保険事業の事務の執行に要する費用 に対し補助し、安定的な財政・事業運営に資す スナのでもスニャンと、完全的な成界日標を記				成果実績	-	-	-	-		-				
		るものであることから、定量的な成果目標を設定し、その達成度を測ることはなじまないものと 考える。					達成度	%	_	-						
				活動	指標				単位	21年度	22年度	23年	度	24年度活動見込		
活	指標及び 助実績 ・トプット)	実施組合数				活動実績	組合	165	165	165	i	_				
						(当初見込み)	加口		(165) (165	j)	(164)				
	な当たり コスト			16(百万F	円/組・	合)		算出根拠		· 額 ÷ 実施組合 百万円 ÷ 165組		Ħ				
_	費	目		24年度当初]予算	25年度要求	रे			主	Eな増減理由					
平成24・25年度予算内	国民健康保険	組合事	务費負担金		2,664	2,5	91 🖪	国民健康 保障	険組合	坡保険者数の減	少のため。					
内訳				-												
	計			2,664 2,591												

	事業所管部局による点検							
	評価	項目	評価に関する説明					
目的	0	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	負担金の交付により、国民健康保険事業の適正な運営を確保すると ともに、国保組合の財政の安定化を図ることは優先度が高い事業で ある。					
況予	0	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業 となっていないか。	国民健康保険法第69条に、国保組合の国民健康保険事務の執行に 要する費用を国が負担すると規定されており、本事業は国が実施す べき事業である。					
の状	_	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	_					
資金	_	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	_					
一の流れ、費	0	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	人事院勧告(民間給与水準)を踏まえた予算額としており、その水準 は妥当である。					
	0	受益者との負担関係は妥当であるか。	各国保組合の所得水準に応じた補助率により交付しており、負担関 係は妥当である。					
	_	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	_					
目 •	0	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	対象となる費目・使途を通知により示しており、事業目的に即し真に必要なものに限定している。					
活	_	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	_					
動実	_	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	_					
夫績、成果実績	0	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	活動実績については、見込み通りとなっている。					
	_	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	_					
		※類似事業名とその所管部局・府省名	_					
	_	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	_					
	Alle 11							

事業仕分け(第3弾)及び公開プロセスの結果等を踏まえ、各国保組合の所得水準に応じた補助率を設定するよう見直しを行ったところで あり、引き続き、適正な補助事業の実施に努める。

予算監視・効率化チームの所見

状 通り

本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。

上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)

状 通り

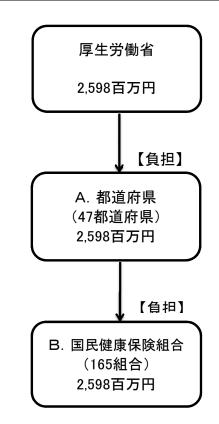
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)

- 〇平成22年度事業仕分け(第3弾)
- ·事業番号:A-10
- ・事業名:所得水準の高い国民健康保険組合への補助金の見直し
- ・WGの評価結果:見直しを行う(所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止)
- ・とりまとめコメント:それぞれの組合ごとの所得階層が大きく異なっているので、所得の低い皆さんの集団である国保組合については、 従前通りのしっかりとした補助を、その代わり所得の高い人たちで集まっている国保組合についてはゼロも含めて、厚生労働省B案で進んでいただきたいということを結論とする。
- 〇公開プロセス(平成22年度)
- ・レビューシート番号:244
- ・事業名:国民健康保険組合への補助金の見直し
- ・公開プロセスの際の結果:事業は継続するが更なる見直しが必要
- ・公開プロセスの際のとりまとめコメント:
 - ・財政基盤に不安のない組合に対して国庫金が入ることを長期的には廃止すべし。定率分の見直しも必要。

 - ・特別調整補助金の「経営努力分」と特別対策補助金の廃止、定率補助と調整補助金の増額を含めた見直し。 ・本来、協会けんぽに加入すべきであるが、平成9年以前に健保の適用除外承認を受けて国保組合に加入している者の 定率補助を引き下げ、協会けんぽと同様の水準に抑えるべき。

関連する過去のレビュー	ーシートの事業番	3
-------------	----------	---

平成22年行政事業レビュー 244 平成23年行政事業レビュー 256



資金の流れ (資金の受け 取り先が何を 行っているか について補足 する) (単 位:百万円)

A. 都道府県

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する 事務の一部を委任。

B. 国民健康保険組合

事務の執行に要する費用に充てる。

		A.都道府県(東京都)		E.				
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費	目	使 途	金額(百万円)	
	負担金	管轄の国保組合へ交付	1,032				(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	計		1,032	計			0	
	B.国民健康	東保険組合(中央建設国民健康(F.		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費	目	使 途	金額(百万円)	
	事務費	国民健康保険事業の事務	267					
森口 片 体								
費目・使途 (「資金の流れ」								
においてブロッ クごとに最大の								
金額が支出されている者につい								
て記載する。費 目と使途の双方 で実情が分かる								
で実情が分かるように記載)								
よりに記載)	計		267	計			0	
		C.				G.		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費	目	使 途	金 額 (百万円)	
	計		0	計			0	
		D.	A 47			H.	A 4T	
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費	目	使 途	金 額 (百万円)	
	計		0	計			0	

支出先上位10者リスト A.都道府県

7 ді	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	1,032		
2	愛知県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	222	\setminus	
3	埼玉県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	193	\setminus	
4	大阪府	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	182		
5	神奈川県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	155		
6	兵庫県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	122	\setminus	
7	京都府	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	81		
8	栃木県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	48		
9	広島県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	48		
10	三重県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	41		

B.国民健康保険組合

	支 出 先	業務概要	支 出 額	入札者数	落札率
	Х ш л	未份似女	(百万円)	八化日奴	冷化平
1	中央建設国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	267		
2	東京土建国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	202		
3	建設連合国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	152	\setminus	
4	全国建設工事業国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	125		
5	埼玉土建国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	123	\setminus	
6	東京食品販売国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	100		
7	全国土木建築国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	99		
8	神奈川県建設連合国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	93		
9	兵庫県建設国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	85		
10	全国歯科医師国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	44		